

第2
特集税制改正なら中小企業にも影響あり
Q&A で読み解く
改正リース会計基準

企業会計基準委員会（ASBJ）は9月13日、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表した。改正リース会計基準等は、国際的な会計基準との整合性の観点から、ファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて資産及び負債に計上することになる。2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている（早期適用可）。対象は上場企業や会社法上の大会社となる。ただし、連結財務諸表だけでなく、個別財務諸表にも適用されるため、現行の税務上の取扱いが見直される可能性があり、この場合には中小企業にも影響を及ぼすことになる。このため、本特集では、改正リース会計基準等の概要をQ&A形式で解説する。

すべてのリースを資産及び負債に計上

Q 改正リース会計基準等が公表されましたが、現行の基準と大きく異なる点を教えてください。

A 現行の基準では、借手の場合、ファイナンス・リース取引であれば売買取引に準じた会計処理が行われ、リース資産及びリース債務を計上する。一方、オペレーション・リース取引の場合は、賃貸借取引に準じた会計処理が行われ、発生時に費用計上することができる。

改正リース会計基準等では、借手のリース費用配分の方法として、IFRS第16号「リース」と同様、すべてのリースを金融の提供として捉えて、使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用を別個に認識する単一の会計処理モデルを採用。これにより、原則として、すべてのリースについて、ファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用权資産及びリース負債として計上することになる。オペレーティング・リースとしてこれまで費用計上していたものについても使用权資産として計上することになるため、貸借対照表の金額が大きくなる可能性がある。

また、貸手の会計処理については、一部を除き、これまでと同様、リースの分類に応じて会計処理することになる。